

土地境界図等資料の再現方法

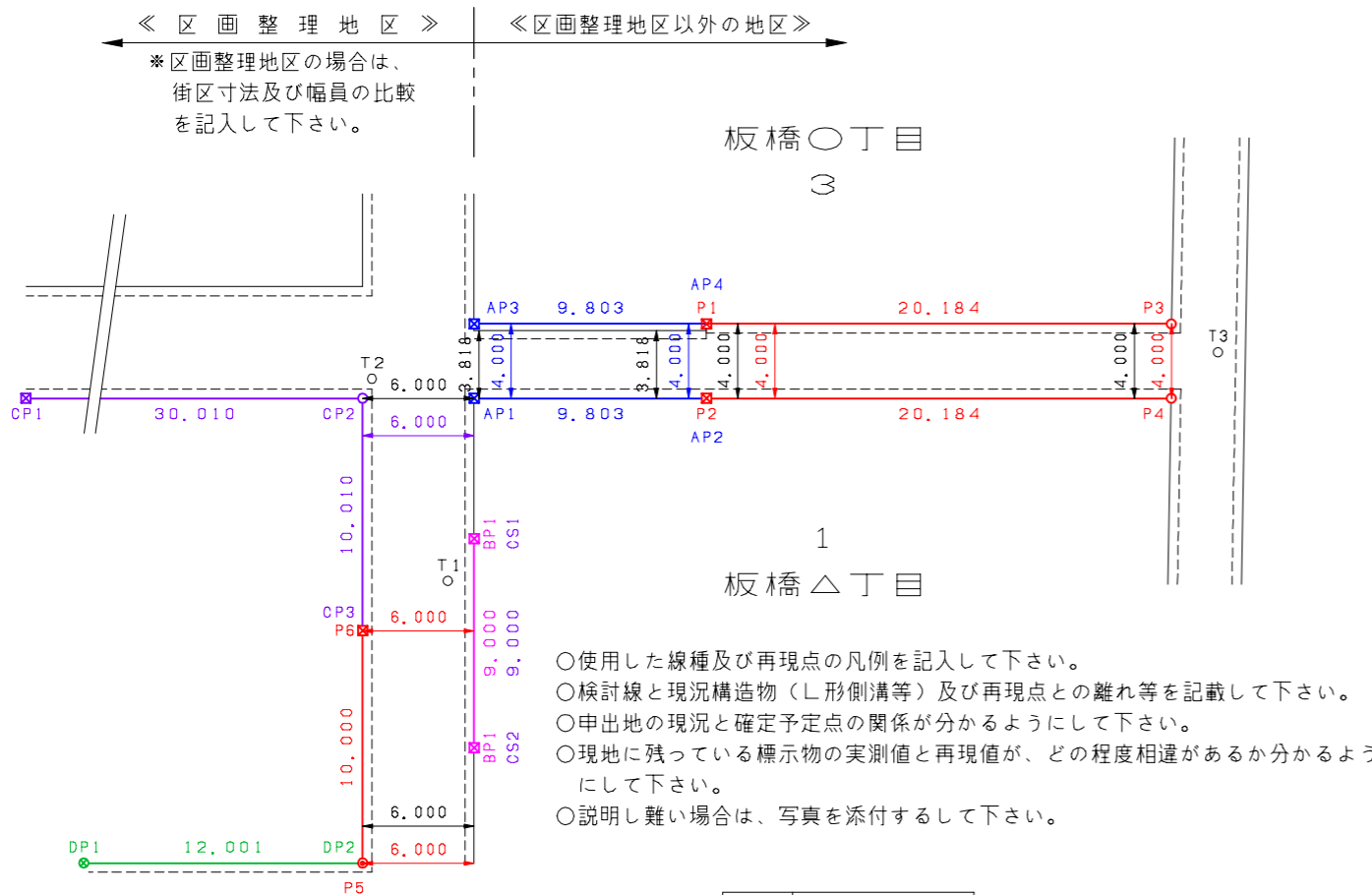
- ・区からお願いする再現が必要な土地境界図については、土地境界図毎に再現して下さい。
- ・土地境界図の再現には、ヘルマート変換計算等を用いて、土地境界図の再現結果が分かる資料を区へ提出して下さい。（例：ヘルマート変換計算書、たすき掛け資料）
- ・ヘルマート変換計算等で使用する準拠点については、点間距離で原則5mm以内のものを使用して下さい。
- ・ヘルマート変換計算に使用する準拠点は、土地境界図の境界点だけではなく、引照点（建物角やブロック塀角）や機械点も含めて行って下さい。境界点だけの観測の場合や引照点（建物角やブロック塀角）が少ない場合は、追加観測が必要になります。
- ・近接した土地境界図と同座標系の図面を作成する場合は、原則、機械点が3点以上残っており、精度（3mm以内）が担保されているものとします。

検討線形の作成方法

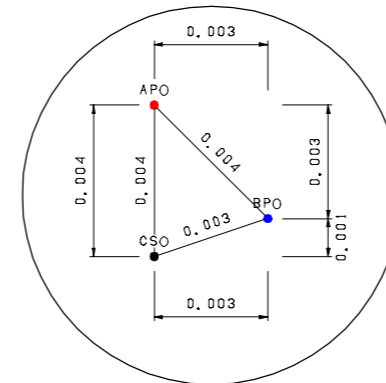
- ・区の貸し出した資料の再現等を基に作成した予定線形との整合性がとれるか確認ができるように、図面寸法と検討寸法の数値を記載して下さい。（例：街区辺長、申出地地積、寄付等）
- ・予定線形の幅員及び現況幅員を確認できるようにして下さい。
- ・座標値から寸法を計算する場合、予定線及び幅員の寸法はm（メートル）単位とし、千分の未満は切り捨てて表示して下さい。
- ・土地境界図の整合について、直線の場合は、再現した境界点の端点を結んだものを基線とし、残りの再現点を1mm単位で直線上に乗せて下さい。曲がりがある場合は、担当者と相談をして下さい。
- ・土地境界図の再現結果の座標は、点間距離で5mm以内の座標調整を可能とし、座標調整により既存確定箇所との整合を図ることができます。また、土地境界図を再現した結果、再現点と境界標との点間距離が5mm以内の場合は、境界標から点間距離が5mmを超えない範囲で調整して下さい。

検討図作成例

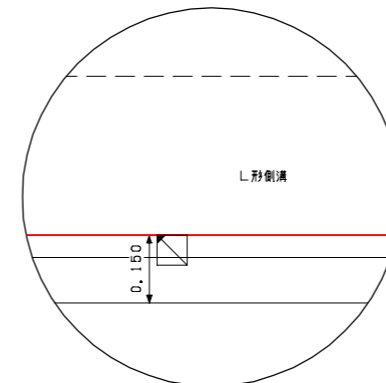
土地境界図等資料の再現方法
S=1:000



詳細図（再現結果）



詳細図（ライン）



測点	X座標	Y座標	備考
P1	-99999.999	-99999.999	
P2	-99999.999	-99999.999	
P3	-99999.999	-99999.999	
P4	-99999.999	-99999.999	
P5	-99999.999	-99999.999	
P6	-99999.999	-99999.999	
AP1	-99999.999	-99999.999	
AP2	-99999.999	-99999.999	
AP3	-99999.999	-99999.999	
AP4	-99999.999	-99999.999	
BP1	-99999.999	-99999.999	
BP2	-99999.999	-99999.999	
CP1	-99999.999	-99999.999	
CP2	-99999.999	-99999.999	
CP3	-99999.999	-99999.999	
CS1	-99999.999	-99999.999	
CS2	-99999.999	-99999.999	
DP1	-99999.999	-99999.999	
DP2	-99999.999	-99999.999	
K1	-99999.999	-99999.999	
K2	-99999.999	-99999.999	
K3	-99999.999	-99999.999	
K4	-99999.999	-99999.999	
T1	-99999.999	-99999.999	
T2	-99999.999	-99999.999	
T3	-99999.999	-99999.999	
T4	-99999.999	-99999.999	

縮尺係数：0.999902

○使用した座標及び作成した座標を検討図上に一覧表として載せて下さい。

実務取扱者：〇〇〇株式会社／〇〇〇調査士
 土地の地番：板橋区板橋二丁目〇〇

令和4年4月1日 土木部管理課長決定